

改正派遣法に基づくマージン率の公開

改正労働派遣法に基づき、マージン率について公開いたします。

【 令和2年度 】

① 派遣労働者数	47名
② 派遣先事業所数	16社
③ 労働者派遣の料金	16,078円(1日8時間当たりの平均)
④ 派遣労働者の賃金	8,942円(1日8時間当たりの平均)
⑤ マージン率	27.1%
⑥教育訓練に関する事項	・ビジネスマナー ・コミュニケーションスキル ・製造、物流、品質管理 ・セルフマネジメント ・リーダーシップマネジメント・ITスキル 等

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
相談窓口 柴崎和仁 電話番号 0284-73-6666

※マージン率は以下の計算式で算出されています。

派遣料金の平均額 (③) - 派遣労働者の賃金の平均額 (④)

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額 (③)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額 (④)}}{\text{派遣料金の平均額 (③)}}$$

なお、マージンには、法定福利費（健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料などの会社負担分）、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費）などが含まれます。

⑦派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和4年3月31日）